

諮問庁：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

諮問日：令和4年3月17日（令和4年（独個）諮問第5009号）

答申日：令和5年3月9日（令和4年度（独個）答申第5038号）

事件名：本人に係る特定諮問事件の理由説明書の特定の記載が本人宛ての回答と異なる根拠等の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とし、別紙に掲げる対象保有個人情報8（以下、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当であり、対象保有個人情報8につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月29日付け3高障求発第477号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

(1) 審査請求書

ア 本件補正依頼書及び本件決定通知書に対する論駁は別表1のとおりである。要するに（中略）強弁している内容は全て嘘である。

イ 以上のとおり原処分は違法かつ失当であるので取り消されなければならない。

（以下略）

(2) 意見書

本件理由説明書（下記第3。以下同じ。）を以下のとおり論駁する。

ア 審査請求人は「受付日」について不知でありその事由は諮問庁が当

該日を当該人に伝えていないからである。

イ 本件理由説明書の1 対象保有個人情報1

(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。

(イ) 特定諮問番号A(理由説明書 開示34)(資料1)に係る決裁原議書及び特定番号文書に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれ等を本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

(ウ) 諮問庁は資料2及び3において「特定施設から全て報告を受けている」「特定施設(補註:特定施設)から当課(補註:諮問庁特定課)に全て報告を受けています。」と書いているので当該報告記録(電子mail及びFAXを含む)も本件文書として開示しろ。特定職員(中略)が障害者台帳に嘘を書くに至った経緯及び特定施設長(中略)が特定番号文書に嘘を書くに至った経緯,例えば諮問庁特定役職A,特定役職B,あるいは特定役職Cから虚偽記載を指示された等が当該報告記録(電子mail及びFAXを含む)に書かれていればそれは本件文書に当たるからである。

(エ) 諮問庁は資料15において「特定職員(中略)が作成した障害者台帳及び特定施設長(中略)が作成した特定番号文書が虚偽公文書作成罪(刑法156条)及び行使罪(同法158条1項)に当たらない根拠は不存在」と認めておりまた資料16においても「特定職員(中略)が作成した障害者台帳及び特定施設長(中略)が作成した特定番号文書が事実のとおりに書かれていると判断できる事由及び根拠は不存在」と認めている。

(オ) 一方で諮問庁は特定諮問番号A(理由説明書 開示34)(資料1)14行目において「障害者支援経過を確認」したと強弁しておりまた資料2及び3においても「本人(補註:特定職員(中略))や特定機関(補註:特定機関)に確認」したと強弁しているが前述(エ)のとおりそれ等は資料15及び16と明らかに矛盾しているので諮問庁は嘘を吐いている。すなわち法人文書に嘘を書いている,すなわち虚偽法人文書を作成し行使していると断定される。(中略)

ウ 本件理由説明書の2 対象保有個人情報2

(ア) ないし(エ)(上記イ(ア)ないし(エ)と同一内容のため省略)

(オ) 一方で諮問庁は特定諮問番号A(理由説明書 開示34)(資料1)14及び15行目において「特定文書(補註:特定番号文書)が虚偽ではない根拠を障害者支援経過」として強弁しているが前述

(エ) のとおりそれは資料 1 5 及び 1 6 と明らかに矛盾しているので諮問庁は嘘を吐いている。すなわち法人文書に嘘を書いている、すなわち虚偽法人文書を作成し行使していると断定される。(中略)

エ 本件理由説明書の 3 対象保有個人情報 3

オ 本件理由説明書の 4 対象保有個人情報 4

(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。

(イ) 特定諮問番号 A (理由説明書 開示 3 4) (資料 1) に係る決裁原議書, 文書 B (情報提供 開示 1 3) (資料 5) に係る決裁原議書及び特定番号文書に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれ等を本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

(ウ) 及び (エ) (上記イ (ウ) 及び (エ) と同一内容のため省略)

(オ) 一方で諮問庁は文書 B (情報提供 開示 1 3) (資料 5) 第 3 段落において「虚偽有印公文書(補註: 特定番号文書)が虚偽ではない根拠は障害者支援経過」と強弁しているが前述 (エ) のとおりそれは資料 1 5 及び 1 6 と明らかに矛盾しているので諮問庁は嘘を吐いている, すなわち法人文書に嘘を書いている, すなわち虚偽法人文書を作成し行使していると断定される。(中略)

カ 本件理由説明書の 5 対象保有個人情報 5

キ 本件理由説明書の 6 対象保有個人情報 6

(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。

(イ) 特定諮問番号 B (理由説明書 開示 3 9) (資料 1 1) に係る決裁原議書, 文書 A (補正依頼 開示 4 6) (資料 4) に係る決裁原議書及び特定番号文書に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれ等を本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

(ウ) 及び (エ) (上記イ (ウ) 及び (エ) と同一内容のため省略)

(オ) 一方で諮問庁は特定諮問番号 B (理由説明書 開示 3 9) (資料 1 1) 2 7 及び 2 8 行目において「文書 B (補註: 特定番号文書) は, 障害者支援経過を含む障害者台帳, 特定職員(補註: 特定職員(中略)) 及び特定関係機関(補註: 特定機関)に確認をした内容を踏まえ回答文書として作成した」と強弁しているが前述 (エ) の

とおりそれは資料15及び16と明らかに矛盾しているので諮問庁は嘘を吐いている、すなわち法人文書に嘘を書いている、すなわち虚偽法人文書を作成し行使していると断定される。(中略)

ク 本件理由説明書の7 対象保有個人情報7

(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。

(イ) 特定諮問番号C(理由説明書 開示41)(資料12)に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれを本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

(ウ) 特定諮問番号C(理由説明書 開示41)(資料12)27ないし29行目において「別紙の3の文書について、特定施設(補註:特定施設)に確認した」と書かれているので諮問庁特定課が特定施設に「確認した」ことを裏付けられる法人文書(電子mail及びFAXを含む)及び当該施設から当該特定課への回答文書(法人文書(電子mail及びFAXを含む))も本件文書として開示しろ。諮問庁は当該施設に「確認した」と書いているのでそれが事実であることを立証しなければならず仮に「確認していない」にも関わらず「確認した」と書いているのであれば諮問庁は資料12に嘘を書いている、すなわち諮問庁は総務省情報公開・個人情報保護審査会に嘘を吐いていると断定される。(中略)

ケ 本件理由説明書の8 対象保有個人情報8

(ア) なぜ不存在であるのかについて答えていないので行政手続法8条1項に違反している。

(イ) 特定諮問番号C(理由説明書 開示41)(資料12)に係る決裁原議書及び特定職員(中略)が作成した障害者台帳に係る決裁原議書は存在し保有しているはずであるのでそれ等を本件文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる意思決定過程であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずであるが仮に書かれていなければ同法違反である。

(ウ) 諮問庁は「本請求は、特定職員(中略)に関する個人情報と解され」と強弁しているがここで問質している内容は法人文書である障害者台帳の作成経緯であるのでこの特定職員に関する個人情報に全く当たらない。また法14条2号ハにおいて「当該個人が(中略)独立行政法人等の役員及び職員(中略)である場合において、当該

情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示義務対象であると定められているので「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示しなければならない。さらに公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に照らしても意思決定過程を明らかにしなければならない。

- (エ) 諮問庁は資料12-30行目において「ケース会議等口頭による情報提供を受けた」と書いているがこれは特定市個人情報保護条例8条(※)及び発達障害者支援法15条に違反しているので、すなわち審査請求人は情報提供に同意していないので障害者台帳を作成した特定職員(中略)は法5条及び「個人情報の取扱いに関する規程」(資料13)17条に違反している。本件請求において問質している内容はなぜこの特定職員は法5条及び当該規程17条に違反して障害者台帳を作成しているのかである。もちろんそれに先立ちこの特定職員への情報漏洩があった訳であるがなぜこの特定職員は情報漏洩と知りながら、すなわち法5条及び当該規程17条に違反して障害者台帳を作成しているのか? 前述(ウ)のとおりこれはこの特定職員に関する個人情報に当たらず法人文書である障害者台帳の作成経緯であるので公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいてそれについて答える。

※ 特定市個人情報保護条例(略)

- コ 「原処分は妥当」と書かれているが前述したとおり原処分における諸点全てが失当でありなおかつ不存事由が明示されていないので行政手続法8条1項にも違反している。

- サ 諮問庁は自らのwebsiteにおいて「個人情報保護法開示請求等の事務処理要領」(資料17)を公開しており当該要領第12-3(1)において「審査請求があった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする。」と定められているが本件諮問は審査請求日(2021年12月13日)から諮問日(2022年3月17日)までに90日間を徒過して94日間掛かっているので当該諮問は当該要領に違反しており失当である。

シ 補記

- (ア) 本件意見書及び本件審査請求書において言及している決裁原議書はそれ一通に限らずそれに添付されている発出文書の案文及び発出文書の写しも含むので決裁原議書を開示するのであれば当該案文及び当該写しも併せて開示しろ。なお諮問庁は資料18において発出

文書の写しを保存する内規が存在すると認めている。

(イ) 決裁原議書が保有個人情報に当たる事由について資料19を参照せよ。総務省情報公開・個人情報保護審査会は決裁原議書に記載されている文書番号による開示請求者・審査請求人に係る個人情報に当たると判断している。

(ウ) 本件意見書及び本件審査請求書において決裁原議書を本件文書として開示しろと要求しているがそれ以外に決裁原議書に押印した諮問庁職員達が本件について言及している電子mail及びFAXも本件文書として開示しろ。それ等において本件について言及しているのであれば当然それ等も本件文書に当たるので決裁原議書（発出文書の案文及び発出文書の写しを含む）と共にそれ等も開示しろ。

(以下略)

第3 諮問庁の説明の要旨

本件審査請求にあつては、以下の理由により原処分維持が適当であると考える。

令和3年9月19日付け（受付日同年10月20日）で審査請求人から法13条1項の規定に基づく別紙に掲げる保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）があり、別紙に掲げる対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7は該当する保有個人情報を保有しておらず、別紙に掲げる対象保有個人情報8は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないため、それぞれ不開示とする決定を行った（原処分）。審査請求人は、原処分について文書の特定が適切ではないとして取消しを主張している。

1 対象保有個人情報1

対象保有個人情報1は、審査請求人に係る特定諮問番号Aの理由説明書に、特定番号文書（審査請求人が特定施設に対して行った疑義への回答文書）の作成にあたって「障害者支援経過を確認」との記載があるが、過去に機構が審査請求人に回答したメールでは「本人や特定機関に確認した」との記載があることから、当該理由説明書に嘘が記載されており、その事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Aに関する文書を確認したところ、嘘を記載したとする保有個人情報は存在しないため、不存在としたものである。

2 対象保有個人情報2

対象保有個人情報2は、審査請求人に係る特定諮問番号Aの理由説明書に、特定番号文書について「虚偽ではない根拠を障害者支援経過」との記載があるが、過去に審査請求人が行った別件開示請求に係る補正依頼文書に「障害者台帳及び特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠」は「不存在」との記載があることから、当該理由説明書に嘘が記

載されており，その事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Aに関する文書を確認したところ，嘘を記載したとする保有個人情報には存在しないため，不存在としたものである。

3 対象保有個人情報 3

対象保有個人情報 3 は，審査請求人に係る特定諮問番号Aの理由説明書に，「両者の回答に矛盾はない」との記載があるが，過去に審査請求人が行った別件開示請求に係る情報提供文書に「特定番号文書が虚偽ではない根拠は障害者支援経過」，「障害者支援経過が虚偽ではない根拠が存在しない」との記載があることから，当該理由説明書に嘘が記載されており，その事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Aに関する文書を確認したところ，嘘を記載したとする保有個人情報は存在しないため，不存在としたものである。

4 対象保有個人情報 4

対象保有個人情報 4 は，審査請求人に係る特定諮問番号Aの理由説明書に，「回答に矛盾はなく」との記載があるが，過去に審査請求人が行った3件の開示請求におけるそれぞれの情報提供文書では，①特定番号文書及び特定職員が作成した職業評価の内容が虚偽ではない根拠を示す文書を不存在，②特定番号文書及び特定職員が作成した職業評価の内容が虚偽ではない根拠が存在しないにも関わらず，虚偽ではないとする事由及び根拠を不存在，③特定番号文書が虚偽ではない根拠を障害者支援経過との記載があることから，当該理由説明書に嘘が記載されており，その事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Aに関する文書を確認したところ，嘘を記載したとする保有個人情報は存在しないため，不存在としたものである。

5 対象保有個人情報 5

対象保有個人情報 5 は，審査請求人に係る特定諮問番号Bの理由説明書に，「障害者支援経過を含む障害者台帳，特定職員及び特定関係機関に確認した内容を踏まえた回答文書として作成したもの」との記載があり，当該記載内容を裏付ける根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Bに関する文書を確認したところ，いつ，誰が確認したか等を記載した保有個人情報は存在しないため，不存在としたものである。

6 対象保有個人情報 6

対象保有個人情報 6 は，審査請求人に係る特定諮問番号Bの理由説明書に，「障害者支援経過を含む障害者台帳，特定職員及び特定関係機関に確認した内容を踏まえた回答文書として作成したもの」との記載があり，当該「確認した内容」が特定番号文書を虚偽ではないと判断できる根拠に含まれない事由及び根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号Bに関する文書を確認したところ，特定番号文書の作成に当たって，

審査請求人が主張する確認した内容を記載した保有個人情報には存在しないため、不存在としたものである。

7 対象保有個人情報 7

対象保有個人情報 7 は、審査請求人に係る特定諮問番号 C の理由説明書に、「特定施設に確認したところ、特定関係機関から提供を受けた文書の存在は確認できなかったところである」との記載があり、当該内容を裏付ける根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号 C に関する文書を確認したところ、審査請求人が主張する確認した内容を記載した保有個人情報には存在しないため、不存在としたものである。

8 対象保有個人情報 8

対象保有個人情報 8 は、審査請求人に係る特定諮問番号 C の理由説明書に、「ケース会議等口頭による情報提供を受けた」との記載があり、特定職員が障害者台帳を作成する際に「個人情報の取扱いに関する規程」17 条に違反している事由を記した根拠について開示請求を行ったものと解される。特定諮問番号 C に関する文書を確認したところ、審査請求人が主張する記録は存在しないこと、また、本請求は、特定職員に関する個人情報と解され、法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないため、不開示としたものである。

以上のことから、機構が本件開示請求に対し、本件対象保有個人情報を法 18 条 2 項の規定に基づき不開示決定とした原処分は妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和 4 年 3 月 17 日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年 4 月 21 日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和 5 年 2 月 13 日 審議
- ⑤ 同年 3 月 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、対象保有個人情報 1 ないし対象保有個人情報 7 につき、これを保有していないとして不開示とし、対象保有個人情報 8 につき、法 12 条 1 項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当せず、審査請求人は開示請求権を有しないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、対象保有個人情報 1 ないし対象保有個人情報 7 の保有の有無及び対象保有個人情報 8 の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について検討する。

2 対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7の保有の有無について

- (1) 諮問庁は理由説明書(上記第3)のとおり説明するところ、審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))及び意見書(同(2))において、決裁文書等を特定すべき旨主張する。

当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、当該審査請求人の主張について確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 障害者台帳は、担当職員が面接、各種検査等の実施により収集した諸情報等を取りまとめているものであり、決裁文書は作成していない。

イ また、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報6につき、審査請求人が開示すべき旨主張する「報告」については、これに係る記録等の存在が確認できず、対象保有個人情報5にある「確認」についても、これに係る記録等の存在が確認できず、保有していない。

ウ 対象保有個人情報7にある、特定施設への「確認」については、口頭で確認したものであったことから、確認に係る記録等は作成しておらず、保有していない。

エ その他審査請求人が開示すべきと主張する各決裁文書について改めて確認したが、該当する記載を確認できず、本件対象保有個人情報に当たらない。

- (2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

決裁文書の性質等に鑑みれば、本件対象保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、機構において、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7を保有しているとは認められない。

3 対象保有個人情報8の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性について

- (1) 諮問庁は、理由説明書(上記第3)において、対象保有個人情報8は審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められないため、不開示とした旨説明する。

当審査会事務局職員をして諮問庁に対し、審査請求人を本人とする対象保有個人情報8の特定等について改めて確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 原処分には当たっては、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示請求であることから、特定職員と審査請求人に関するものとして、特定職員が作成した審査請求人に係る障害者台帳や、当該障害者台帳に係る審査請求人からの疑義に回答した特定番号文書に関する文書を確認したところ、対象保有個人情報8に関する記載は確認できなかった。なお、外に特定職員が作成する障害者台帳と審査請求人に係る保有個

人情報は存在しない。

イ その他審査請求人に係る保有個人情報を記録する文書として、審査請求人から機構に対する照会等の文書を保有しているものの、上記対応に当たって、対象保有個人情報8にある特定職員に係る根拠等を作成したことはなく、保有していない。

ウ 以上のとおり、対象保有個人情報8に関しては、審査請求人を本人とする保有個人情報の保有は確認できず、当該情報に該当する情報があると仮定したとしても、それは審査請求人以外の保有個人情報であって、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しないと考えられたことから、原処分に至ったものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明も踏まえ検討する。

機構が保有する審査請求人に係る保有個人情報のうち、対象保有個人情報8に該当する保有個人情報を保有していないとする上記諮問庁の説明に不自然・不合理な点は認められない。

そうすると、機構において、対象保有個人情報8を保有しているとは認められず、当該情報の審査請求人を本人とする保有個人情報該当性については、判断するまでもない。

したがって、対象保有個人情報8につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことについては、機構において、当該情報を保有しているとは認められないことから、不開示とした理由説明は適切ではないものの、結論において妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

本件不開示決定通知書には、不存在に係る不開示の理由として「当該保有個人情報が記録された法人文書を保有していないため」とのみ記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由として不開示とする際には、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を当初から取得していないのか、あるいは取得した後に廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないのかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

6 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示とし、対象保有個人情報8につき、審

査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示とした決定については、機構において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められないので、対象保有個人情報1ないし対象保有個人情報7につき、これを保有していないとして不開示としたことは、妥当であり、対象保有個人情報8につき、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しないとして不開示としたことは、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之，委員 泉本小夜子，委員 磯部 哲

別紙（本件対象保有個人情報）

対象保有個人情報 1 特定諮問番号Aの理由説明書 14行目に「障害者支援経過を確認」との記載があるが、機構が回答したメールでは「本人や特定機関に確認した」との記載があり、回答が異なる根拠

対象保有個人情報 2 特定諮問番号Aの理由説明書 14行目及び15行目に「特定文書が虚偽ではない根拠を障害者支援経過」との記載があるが、補正依頼文書では、「障害者台帳及び特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠」を不存在と情報提供しており、回答が異なる根拠

対象保有個人情報 3 特定諮問番号Aの理由説明書 18行目に「両者の回答に矛盾はない」との記載があるが、情報提供文書では両者の回答に矛盾があり、「両者の回答に矛盾はない」と記載した根拠

対象保有個人情報 4 特定諮問番号Aの理由説明書 20行目に「回答に矛盾はなく」との記載があるが、情報提供文書では両者の回答に矛盾があり、「両者の回答に矛盾はない」と記載した根拠

対象保有個人情報 5 特定諮問番号Bの理由説明書 27行目及び28行目に「文書Bは、障害者支援経過を含む障害者台帳、特定職員及び特定関係機関に確認した内容を踏まえ回答文書として作成した」と書かれているので、それを裏付ける法人文書

対象保有個人情報 6 特定諮問番号Bの理由説明書 27行目及び28行目の記載内容に関し、「確認した内容」が「特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠」に含まれない事由

対象保有個人情報 7 特定諮問番号Cの理由説明書 27行目ないし29行目に「特定施設に確認したところ、特定関係機関から提供を受けた文書の存在は確認できなかったところである」と書かれているので、それを裏付ける法人文書

対象保有個人情報 8 特定諮問番号Cの理由説明書 30行目に「ケース会議等口頭による情報提供を受けた」と書かれているが、これは発達障害者支援法 15条、「個人情報の取扱いに関する規程」 17条に違反しており、特定職員が障害者台帳を作成する際に 17条に違反している事由

別表 1

本件開示請求文書	本件補正依頼書 本件決定通知書	論駁
<p>特定諮問番号 A（理由説明書 開示 3 4） （資料 1）において別表 2 のとおり嘘が書かれているのでその事由及び根拠を開示請求する。</p>	<p>不存在</p>	<p>（ア）特定諮問番号 A（理由説明書 開示 3 4）（資料 1）に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律 4 条及び 1 1 条 1 項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料 1 4）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>①特定諮問番号 B（理由説明書 開示 3 9） （資料 1 1）2 7 及び 2 8 行目において「文書 B（補註：特定番号文書）は、障害者支援経過を含む障害者台帳、特定職員（補註：</p>	<p>①及び② 不存在</p>	<p>（ア）①特定諮問番号 B（理由説明書 開示 3 9）（資料 1 1）に係る決裁原議書及び同②文書 A（補正依頼開示 4 6）（資料 4）に係る原議書を本件開示請求文書として開示</p>

<p>特定職員（中略））及び特定関係機関（補註：特定機関）に確認をした内容を踏まえ回答文書として作成した」と書かれているのでそれを裏付けられる法人文書（電子mailを含む）を開示請求する。②一方で「確認をした内容」が「特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠」（資料4-1（2））に含まれていないのはなぜか？その事由及び根拠も開示請求する。当該内容はそれに含まれていないので特定番号文書を虚偽法人文書ではないと判断することはできない。</p>		<p>しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11条1項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料14）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p>
<p>①特定諮問番号C（理由説明書 開示41）（資料12）27ないし29行目において「別紙の3の文書について、特定施設（補註：特定施設）に確認したところ、特定関係機関（補註：特定センター）から提供を受けた文書の存在は確認できなかったところである。」と書かれている</p>	<p>① 不存在 ② 特定職員（中略）に関する個人情報であるので不開示決定</p>	<p>（ア）①特定諮問番号C（理由説明書 開示41）（資料12）に係る決裁原議書及び同②（中略）障害者台帳に係る決裁原議書を本件開示請求文書として開示しろ。決裁原議書であれば誰が起案し誰が決裁しいかなる判断経緯であるのかについて公文書等の管理に関する法律4条及び11</p>

<p>のでそれを裏付けられる法人文書（電子mailを含む）を開示請求する。②また同30行目において「ケース会議等口頭による情報提供を受けた」と書かれているがこれは発達障害者支援法15条に違反しているので「個人情報の取扱いに関する規程」（資料13）17条にも違反している。特定職員（中略）が障害者台帳を作成する際に当該規程17条に違反しているのはなぜか？その事由及び根拠も開示請求する。（中略）</p>		<p>条1項に基づいて書かれているはずである。</p> <p>（イ）仮に本件開示請求文書①が不存在としてもなぜ不存在であるのかについて書かれていないので行政手続法8条1項に違反している。総務省情報公開・個人情報保護審査会は以前にも同じ指弾を行っているが（資料14）（中略）今回もそれを無視している（中略）。</p> <p>（ウ）本件開示請求文書②は特定職員（中略）に関する個人情報であると強弁しているが法14条2号ハにおいて「当該個人が（中略）独立行政法人等の役員及び職員（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は開示義務対象であると定められているので「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示しなければならない。</p>
--	--	--

資料 1	嘘	事実	根拠
1 4 行目	障害者支援経過を確認	本人や特定機関に確認 ※ 本人とは特定職員（中略）を指す。	資料 2 及び 3 これ等に「障害者支援経過」は書かれていない。 またこれ等に「特定機関」と書かれているが当の特定機関は確認を否定しているので（資料 8 及び 9）資料 2 及び 3 においても嘘が書かれている。
1 4 及び 1 5 行目	特定文書が虚偽ではない根拠を障害者支援経過 ※ 特定文書とは特定番号文書を指す。（中略）	特定番号文書を虚偽文書ではないと判断できる事由及び根拠は不存在	資料 4 - 1 (2) 補記 ・ 資料 6 - 2 「特定番号文書が虚偽ではない根拠を示す文書は不存在」 ・ 資料 7 「特定番号文書が虚偽ではない根拠が不存在」
1 8 行目	両者の回答に矛盾はない ※ 資料 1 0 を参照しろ。	両者の回答に矛盾はある ※ 資料 1 0 を参照しろ。	下記のとおり資料 5 - 第 3 段落と資料 5 - 第 1 段落は矛盾している。 ・ 資料 5 - 第 3 段落「虚偽有印公文書が虚偽ではない根拠は障

			<p>「被害者支援経過」</p> <p>※ 虚偽有印公文書とは特定番号文書を指す。</p> <p>(中略)</p> <p>・資料5－第1段落「障害者支援経過が虚偽ではない根拠は不存在」</p>
20行目	<p>回答に矛盾はなく</p> <p>※ 資料10を参照しろ。</p>	<p>両者の回答に矛盾はある</p> <p>※ 資料10を参照しろ。</p>	<p>下記のとおり資料5と資料6及び7は矛盾している。</p> <p>・資料5－第3段落「虚偽有印公文書が虚偽ではない根拠は「被害者支援経過」</p> <p>※ 虚偽有印公文書とは特定番号文書を指す。</p> <p>(中略)</p> <p>・資料6－2「特定番号文書が虚偽ではない根拠を示す文書は不存在」</p> <p>・資料7「特定番号文書が虚偽ではない根拠が不存在」</p>